

令和5年第1回定例会

民生環境常任委員会会議概要

委員長 赤平 勇人

副委員長 工藤 夕介

1 開催日時 令和5年3月8日（水曜日）午前10時26分～午前10時54分

2 開催場所 第1・2委員会室

3 審査案件

議案第66号 青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【挙手による報告】

(1) 青森市清掃工場での火災について

○出席委員

委員長	赤平勇人	委員	関貴光
副委員長	工藤夕介	委員	中村美津緒
委員	山田千里	委員	小豆畑緑
委員	竹山美虎	委員	藤田誠

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	高村功輝	福祉部次長	加福拓志
福祉部長	福井直文	市民病院事務局次長	長内哲史
保健部長	坪真紀子	市民病院事務局次長	今国弘
保健部理事	千葉康伸	福祉政策課長	福島清裕
市民病院事務局長	岸田耕司	市民病院事務局総務課長	阿部崇
環境部次長	泉宏明	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事	北山賢臣	議事調査課主査	猪口茂樹
議事調査課主査	岩間憲仁		

○赤平勇人委員長 ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案3件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第66号「青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第66号「青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料1を御覧ください。

初めに、「1 夜間看護等手当」です。

まず、改正の趣旨ですが、市民病院では介護・育児など様々な事情により、働き方に制約がある看護師が増加し、一部の看護師に夜勤負担が集中してきている現状にあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響からシフトどおり勤務できない職員が継続的に一定数発生しており、その代替としての夜間勤務対応がさらなる負担増となっています。

こうした状況を踏まえ、夜間勤務に従事する看護師の負担に応じた額に改善する必要があるため、夜間看護等手当について、改正するものです。

次に、改正内容ですが、青森市職員の特殊勤務手当に関する条例第11条で定めております夜間看護等手当の額について、深夜の全部を含む勤務である場合は現行の6800円から7300円、深夜における勤務時間が4時間以上である場合は現行の3300円から3550円、深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合は現行の2900円から3100円、深夜における勤務時間が2時間未満である場合は現行の2000円から2150円にそれぞれ改定するものです。

次に、「2 分べん介助業務手当」です。

まず、改正の趣旨ですが、全国的な産科医師不足の中、当院においても令和2年4月に産科医師が3人から2人となり、医師の負担が増加している現状にあります。また、医療現場には、限られた人員で医療の質を担保しつつ労働負担を低減させていく働き方改革への取組が求められています。

このような現状を踏まえ、助産師の免許を生かし、正常経過の妊産婦に対するよりきめ細やかな助産ケアの提供を行うことにより、妊産婦の妊娠・出産・育児に対する多様なニーズに対応するとともに、正常産を助産師免許を有する看護師が担うことで医師の負担軽減を図るため、令和5年4月から正常経過の妊産婦の助産ケアを助産師免許を有する看護師が行う院内助産を実施することとしています。

これに伴い、これまで医師のみが支給対象である分べん介助業務手当を助産師免許を有する看護師にも支給するため、改正するものです。

次に、改正内容ですが、新たに助産師免許を有する看護師を追加するとともに、分べん介助業務手当として1回につき、5000円を支給するものです。

最後に、「3 施行期日」ですが、令和5年4月1日を予定しております。

なお、条例の改正箇所については、資料2の新旧対照表に記載のとおりであります。

以上、議案第66号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第69号「青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

配付しております議案第69号関係資料1を御覧ください。

初めに、制定理由についてであります。児童の安全の確保を明確に位置づける観点等から児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等が公布されたことに伴い、関係する条例について、所要の改正をするため、本条例を制定するものであります。

次に、改正する条例についてであります。本条例により改正する条例は、条例番号1の青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例など、資料記載の7条例となっております。

次に、改正内容についてですが、「（1）安全計画の策定等の義務化」など、9項目となっておりますが、「（9）その他」の「条項の追加及び削除に伴う所要の改正」を除く（1）から（8）までの主な改正内容につきましては、後ほど、資料2を用いて御説明させていただきます。

本条例の施行期日ですが、令和5年4月1日を予定しております。ただし、改正

内容の「(6) 懲戒に係る関連条項の削除」につきましては、国の省令等が令和4年12月16日の公布の日から施行されていることから、本条例においても、できる限り早く施行するものとし、公布の日からとするものであります。

議案第69号関係資料2を御覧ください。

改正の背景等をまとめたものです。

初めに、「(1) 安全計画の策定等の義務化」について御説明いたします。

令和3年7月の福岡県中間市におけます保育所の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるなどの重大事故を受け、安全計画の策定に関する明確な規定がなかった保育所を含む児童福祉施設等について、安全計画の策定を義務化するものであります。

次に、「(2) インクルーシブ保育」について御説明いたします。

これまで、例えば、保育所等と障害児通所支援事業所が併設されている場合であっても、設備の共有や人員の兼務が認められていなかったことから、障害のある児童と障害のない児童を一体的に支援するインクルーシブ保育の妨げとなっておりました。改正によりまして、両児童の支援に必要な人員・設備を確保することを前提に、設備の共有、人員の兼務を認める内容となっております。

次に、「(3) 業務継続計画の策定等の努力義務化」について御説明いたします。

感染症や非常災害が発生した場合であっても、利用者に対する継続的な支援の提供と早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定・周知し、研修及び訓練を定期的実施することを児童福祉施設等について規定し、努力義務化するものとなっております。

次に、「(4) 衛生管理研修等の努力義務化」について御説明いたします。

感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のために講ずる措置について、児童福祉施設等について規定し、努力義務化するものです。

次に、「(5) みなし看護師等の配置要件の撤廃」について御説明いたします。

従来、保育所においては、看護師等を1人に限り保育士とみなすことができるとされておりましたが、乳児の保育が看護師等のみで行われることがないよう、保育士の配置が2人以上配置される乳児4人以上を入所させる保育所に限られてきました。今般、保育所において、少子化等の進行等により入所する乳児の数が4人付近となるケースが増えており、看護師等の処遇が乳児1人に左右され安定しないといった状況を解消させるため、乳児の人数制限を撤廃し、保育の質を担保するなどの一定の条件の下、みなし看護師等の配置要件を緩和するものです。

次に、「(6) 懲戒に係る関連条項の削除」について御説明いたします。

民法第822条の懲戒権の規定は、親権者が児童を虐待する口実に利用されているとの指摘を受けまして、民法が改正され、親権者が懲戒を行うことができる内容は削除され、親権者が監護及び教育をする場合に当たっては、体罰とハラスメント言動をしてはならないと明記されましたことにより、児童に関する条例等から懲戒に関

する関連条項を全て削除するものです。

次に、「(7) 児童の所在確認の義務化」及び「(8) 送迎用バスの安全装置装備の義務化」について御説明いたします。

令和3年7月の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなった事故に続き、令和4年9月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において同様の事故が起きたことを受け、「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられました。これを受けまして、児童が車両に乗り降りする際に、点呼等の方法により園児の所在を確認することを義務づけるとともに、送迎車両を運行する事業者は、当該車両に児童の見落としを防止する装置を装備することを義務づけるものです。

次に、議案第69号関係資料3を御覧ください。

通常であれば、条例ごとの新旧対照表を基に改正内容を御説明するところではありますが、今回の改正は、対象となる複数の条例で同様の改正を行うことから、資料3の新旧対照表のうち、全ての改正内容が盛り込まれております議案第69号関係資料3-6の新旧対照表を用いて、改正内容を御説明させていただくと存じます。

議案第69号関係資料3-6の青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表を御覧ください。

まず、第7条の2は「(1) 安全計画の策定等の義務化」に関する条項となります。第1項では安全計画の内容、第2項及び第3項では計画の周知と研修・訓練の実施、第4項では計画の見直しと変更について規定しております。

第7条の3は「(7) 児童の所在確認の義務化」及び「(8) 送迎用バスの安全装置装備の義務化」に関する条項となります。第1項では児童の所在の確認方法、第2項では安全装置を装備すべき車両の形状などについて規定しております。

第9条は「(2) インクルーシブ保育」に関する条項となります。第1項では児童福祉施設と併設施設における設備の共有と人員の兼務、第2項では保育所と併設施設における設備の共有と人員の兼務について規定しております。

第12条の削除については「(6) 懲戒に係る関連条項の削除」となります。削除前の第12条については、児童福祉施設の長が親権者として懲戒する場合についての規定がされておりました。

第12条の2は「(3) 業務継続計画の策定等の努力義務化」に関する条項となります。第1項では業務継続計画策定の目的及び必要な措置を講ずること、第2項では計画の周知、定期的な研修及び訓練の実施、第3項では計画の見直しと変更について規定しております。

第13条は「(4) 衛生管理研修等の努力義務化」に関する条項となります。第2項では改正前の必要な措置の具体的内容として研修と訓練の実施について規定しております。

第35条は「(5) みなし看護師等の配置要件の撤廃」に関する条項となります。第3項では配置要件の削除及び満たすべき一定の条件の義務づけについて規定して

おります。

なお、附則では「(1) 安全計画の策定等の義務化」及び「(8) 送迎用バスの安全装置装備の義務化」について、令和5年度末までを経過措置期間としております。

以上が青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正内容ですが、このほか6本の条例の改正内容については、それぞれ新旧対照表に記載のとおりとなります。

以上、議案第69号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 議案第71号「青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料1を御覧ください。

初めに、改正の趣旨ですが、当院の分娩料については、平成19年3月に9万円から11万円に改定して以降、据え置いてきているところであります。今般、院内助産を開始するに当たり、他病院の分娩料についても調査したところ、当院の分娩料は県内自治体病院の中で最も低い料金となっており、県内自治体病院の平均値15万4000円にも届いていない現状にあります。

分娩料は正常分娩時の医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料であることから、医師・助産師の技術料等は適切に評価されるべきものであると考えます。

このことから、分娩料の適正化を図るため、県内自治体病院との均衡も考慮し、青森市民病院と同じ医療圏にあって、令和2年3月に改定している青森県立中央病院の分娩料と同額の15万円に改定するものであります。

次に、改正内容ですが、当院における分娩料について、青森県立中央病院と同額の単胎分娩は11万円から15万円に、多胎分娩は16万5000円から22万5000円とするも

のです。

最後に、施行期日ですが、一定の周知期間が必要なこと等から、令和5年10月1日を予定しております。

なお、条例の改正箇所については資料2の新旧対照表に記載のとおりであります。

以上、議案第71号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山田委員。

○山田千里委員 ただいまの議案第71号について、分娩料の改定の1点について、私は反対の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

分娩料は医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料であることから、医師・助産師の技術料は適切に評価されるべきという点は理解できます。しかし、それを市民に転嫁し、負担を発生させることに異議があります。また、適正化を図るため、県病の分娩料と合わせるということには、ちょっと疑問が残ります。

市民病院で出産される妊産婦・御家族の方からは、何かあったとき、総合病院だから安心だという声を多く聞いています。もとより、母体や胎児に検査や治療の必要となる可能性がある、合併症など、個人病院では対応し切れないリスクを抱えた妊婦などを多く受け入れているのが市民病院だと認識しております。

そういう意味でも、精神的にも料金的にも負担の少ない、安心して出産できる自治体病院としての役割は大きいものと考え、分娩料の改定には反対したいと思います。

以上です。

○赤平勇人委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

議案第71号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○赤平勇人委員長 起立多数であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○赤平勇人委員長 この際、理事者側から報告事項などありませんか。

〔高村功輝環境部長「はい」と呼ぶ者あり〕

○高村功輝環境部長 青森市清掃工場での火災につきまして御報告いたします。

昨日、3月7日火曜日、午後2時40分頃、青森市清掃工場におきまして、可燃ごみを一時的に貯留するごみピット内から火災が発生しました。この事故による負傷者はおりません。

なお、本日、7時30分に鎮火を確認し、消火活動は終了しております。

事故の詳細につきましては、本日、9時30分から、消防・警察で出火原因等の調査を行う予定となっております。

この火災によりまして、青森市清掃工場でのごみの受入れを一時的に停止しておりますが、市民の皆様のごみ出しに影響が出ないよう、当該清掃工場に隣接する青森市一般廃棄物最終処分場にて、ごみを受け入れております。

今後、火災原因の究明と速やかな施設の再稼働に向けて取り組んでまいります。

報告は以上であります。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 これまで、結構、清掃工場で火災等のトラブルがありました。その際、しばらくしてからでも、早い段階で、まず委員長・副委員長、そして各委員に電話での報告というのは、結構、丁寧にされた経緯があるんです。それで、昨日、おそらく奈良議員の一般質問中に、消防車がすごい出ていったときの時間帯だと思うんですけれども、昨日、火災があったときは議会中でもあったので、その議会が終わった後でも、各委員の皆さんに回って報告することはできたと思うんです。

それで、昨日、委員長には報告があったんですか。

○赤平勇人委員長 いえ、ありませんでした。

○中村美津緒委員 であれば、これはちょっと要望なんですけれども、昨日の夜、市民の方から聞かれても何も分からなかったということ、朝、会派に来たら、諸先輩議員に聞かれても何も答えなかったということもありますので、ぜひ早急に報告していただきますようお願いをしたいと思います。

私からは以上です。

○赤平勇人委員長 ほかに発言ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 すみません、ちょっと説明が足りないようなんですけども、いわゆる一般市民の方には、通常の収集をします。それを一般廃棄物最終処分場で処理をした。それで、あと、どうするのということです。どうするんですか。

○赤平勇人委員長 環境部長。

○高村功輝環境部長 本日の朝7時30分に鎮火は確認しておりますが、その後、原因究明の調査が本日の9時30分から予定されておりますこと、また、調査が終わっ

た後、施設が正常に稼働するかどうかを確認した後に、清掃工場にて搬入が可能かどうかということ判断することになりますので、本日の市民の方の通常のごみ出しを待ってくださいというわけには、そこはいきませんので、通常のクリーンボックスに、市民の方は普通にごみを出していただいて、そのごみを清掃工場に搬入できないので、それを隣接する一般廃棄物最終処分場にて埋立処分を一時的に行うということであります。

○赤平勇人委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 一時、仮置きして、再度、焼却するということですね——そのまま埋めちゃうんですか。

○赤平勇人委員長 環境部長。

○高村功輝環境部長 調査等にどのくらい日数を要するかというのが、今の時点では、まだ不明なところがありますが、基本的には生ごみでありますので、これは速やかに埋立処分をしないと、不測の事態も起こりかねませんので、埋立処分をしたいと考えております。

○赤平勇人委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 じゃあ、掘り起こさないで、そのまま処分してしまうということですね。じゃあ、今後、そういうことが起きれば、前に爆発したときには、掘り起こして焼却したという経過があるんだけど——私はそう聞いているんだけど、今後は、そういう事故があったときには、もう埋立処分をしていくという方針に変わったわけですね。どうなんですか。

○赤平勇人委員長 環境部長。

○高村功輝環境部長 今回の清掃工場の火災に係る可燃ごみにつきましては、清掃工場へ搬入できない日数がどのくらいなのかということも、なかなか特定できないことから、今回、一般廃棄物最終処分場への搬入という措置をとったものであります。もちろん、今後、同様の事故が発生しないことが一番でありますけれども、発生した際には、今回の事故というものは、やはり前例として考えていくことになると思います。

○赤平勇人委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 はい、分かりました。

○赤平勇人委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 以上をもって、本日の案件はすべて終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)